

議事日程(第4号)

平成26年3月18日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第7号 西都児湯いじめ問題対策専門家委員会の共同設置について
- 日程第2 議案第8号 西都児湯いじめ問題調査委員会の共同設置について
- 日程第3 議案第9号 蚊口地区学習等供用施設の指定管理者指定について
- 日程第4 議案第10号 町道路線の認定について
- 日程第5 議案第11号 高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第12号 高鍋町税条例の一部改正について
- 日程第7 議案第13号 高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第8 議案第14号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第15号 体育館使用料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第17号 高鍋町景観条例の制定について
- 日程第11 議案第18号 平成26年度高鍋町一般会計予算
- 日程第12 請願第2号 公契約法制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保について国に対する意見書提出を求める請願
- 日程第13 議案第16号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第19号 平成26年度高鍋町国民健康保険特別会計予算
- 日程第15 議案第20号 平成26年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第16 議案第21号 平成26年度高鍋町下水道事業特別会計予算
- 日程第17 議案第22号 平成26年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算
- 日程第18 議案第23号 平成26年度高鍋町介護保険特別会計予算
- 日程第19 議案第24号 平成26年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算
- 日程第20 議案第25号 平成26年度高鍋町水道事業会計予算
- 日程第21 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
- 日程第22 閉会中における議会運営委員会活動について
- 日程第23 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について
- 追加日程第1 発議第1号 公契約法制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第7号 西都児湯いじめ問題対策専門家委員会の共同設置について
- 日程第2 議案第8号 西都児湯いじめ問題調査委員会の共同設置について
- 日程第3 議案第9号 蚊口地区学習等供用施設の指定管理者指定について
- 日程第4 議案第10号 町道路線の認定について
- 日程第5 議案第11号 高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第12号 高鍋町税条例の一部改正について
- 日程第7 議案第13号 高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第8 議案第14号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第15号 体育館使用料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第17号 高鍋町景観条例の制定について
- 日程第11 議案第18号 平成26年度高鍋町一般会計予算
- 日程第12 請願第2号 公契約法制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保について国に対する意見書提出を求める請願
- 追加日程第1 発議第1号 公契約法制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書
- 日程第13 議案第16号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第19号 平成26年度高鍋町国民健康保険特別会計予算
- 日程第15 議案第20号 平成26年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第16 議案第21号 平成26年度高鍋町下水道事業特別会計予算
- 日程第17 議案第22号 平成26年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算
- 日程第18 議案第23号 平成26年度高鍋町介護保険特別会計予算
- 日程第19 議案第24号 平成26年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算
- 日程第20 議案第25号 平成26年度高鍋町水道事業会計予算
- 日程第21 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
- 日程第22 閉会中における議会運営委員会活動について
- 日程第23 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

---

出席議員（15名）

- |           |            |
|-----------|------------|
| 1番 水町 茂君  | 2番 徳久 信義君  |
| 3番 岩崎 信や君 | 5番 緒方 直樹君  |
| 6番 池田 堯君  | 7番 中村 末子君  |
| 8番 黒木 正建君 | 10番 後藤 隆夫君 |

11番 青木 善明君  
14番 時任 伸一君  
16番 津曲 牧子君  
18番 山本 隆俊君  
13番 永友 良和君  
15番 八代 輝幸君  
17番 柏木 忠典君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（1名）

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 間 省二君          事務局補佐 鳥取 和弘君  
議事調査係長 山下 美穂君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	小澤 浩一君	副町長	川野 文明君
教育長	萱嶋 稔君	教育委員長	黒木 知文君
農業委員会会長	渡瀬 俊弘君	代表監査委員	黒木 輝幸君
総務課長	森 弘道君	政策推進課長	壺岐 昌敏君
建設管理課長	恵利 弘一君	農業委員会事務局長	長町 信幸君
産業振興課長	田中 義基君	会計管理者兼会計課長	宮崎守一朗君
町民生活課長	三浦 敏君	健康福祉課長	河野 辰己君
税務課長	原田 博樹君	上下水道課長	芥田 秀則君
教育総務課長	三嶋 俊宏君	社会教育課長	中里 祐二君

---

午前10時00分開議

○議長（山本 隆俊） おはようございます。只今から、本日の会議を開きます。

---

日程第1. 議案第7号

日程第2. 議案第8号

日程第3. 議案第9号

日程第4. 議案第10号

日程第5. 議案第11号

日程第6. 議案第12号

日程第7. 議案第13号

日程第8. 議案第14号

日程第9. 議案第15号

日程第10. 議案第17号

日程第11. 議案第18号

日程第12. 請願第2号

○議長（山本 隆俊） 日程第1、議案第7号西都児湯いじめ問題対策専門家委員会の共同設置についてから、日程第12、請願第2号公契約法制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保について国に対する意見書提出を求める請願まで、以上12件を一括議題といたします。

本12件は所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の議案審査結果報告を求めます。

まず、総務環境常任委員長の報告を求めます。委員長、中村末子議員。

○総務環境常任委員会委員長（中村 末子君） 議長、7番。おはようございます。

平成26年第1回定例議会において、総務環境常任委員会に付託されました議案は、議案第8号西都児湯いじめ問題調査委員会の共同設置について、議案第11号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について、議案第12号高鍋町税条例の一部改正について、議案第13号高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について、議案第18号平成26年度高鍋町一般会計予算中、関係部分について審査の経緯と結果について報告いたします。

審査日時は、3月10日から14日の5日間です。審査場所は、第一委員会室において、常任委員全員出席、要点筆記事務局長、関係課職員出席のもと説明及び資料を提出の上、慎重に審査を行いました。

なお、調査箇所は、高鍋町体育館及び高鍋町防災センターです。

まず、議案第8号西都児湯いじめ問題調査委員会の共同設置については、議案第7号西都児湯いじめ問題対策専門家委員会の共同設置についてと関連しますが、まず、関係者から送達されたいじめ問題について専門家が調査を行い、町長、部局への進達が望ましいと判断されたものを再度専門家において調査を行い、その判断を示すものであります。

質疑を終了し討論を求めましたが、討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について。

担当課説明では、現給保障制度廃止に伴い5名ほど存在する給与について、現在の給与体系と合わせることに伴うものとの説明でした。

委員からの質疑、討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号高鍋町税条例の一部改正については、分離課税分について非上場株式についても、申告義務が発生すること、損失と利益の通算する一部が変更されたことによる法整備が行われたことによる文言修正、整理であるとの説明でした。委員からの質疑はなく、討論を求めましたが、討論もなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について。

担当課説明によると、これも12号と同じであるとの説明でした。

委員からの質疑はなく、討論を求めましたが、討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号平成26年度一般会計予算中、関係部分については、審査日程順、主なものを報告いたします。

会計課関係では、例年と比較して、大きな変動は見られないが、平成25年度第1回定例議会で報告のとおり、窓口業務を行っている各金融機関から窓口収納手数料について、町村長会宛てに提出された平成24年度までは1件当たり10円であるが、平成25年度で20円、平成26年で30円とする要望を聞き入れ、決定した通知により、本年度より30円で窓口収納を行うと説明がありました。

委員より、これにより口座引き落とし手数料が10円であり、1件当たり20円増加するので、税務課と協議の上、口座引き落としの啓発をお願いしたいとの要望がなされました。

次に、政策推進課関係です。

歳入関係では、地方譲与税、利子割交付金などは、例年と比較して大きな変動はないとのことでした。

地方消費税交付金に関しては、5%のときは、そのうちの1%を県と各自治体2分の1ですが、8%へ変更の後は1.7%の2分の1となるとの説明でした。消費動向が見えないことにより、3,480万円増としたとのことでした。

地方交付税については、普通、特別交付税配分が94対6であるが、この配分比率は平成27年度までであるようです。委員より普通交付税、特別交付税の割合についての考え方は、との問いに、災害などが発生した場合などは、特別交付分が多いほうがよいが、どちらとも言えないとの答弁でした。

再編交付金については、10年間であり、あと3年との説明でした。ことしの事業については、新山地区公民館などの整備事業などとの説明がありました。

県支出金では、土地利用対策補助や、緊急雇用創出事業臨時特例基金市町村補助金1,206万円が、商工会議所の人材育成事業へ配分できるとの説明でした。

あとは、統計に関する諸県支出金や庁舎大規模改修に伴い、公共施設等整備基金を繰り入れることや、町債などについて説明が行われました。

歳出で特徴的なことは、町史編さんの資料整理などがようやく7割程度まで進み、本年度印刷にかかる経費などが上げられるとの説明でした。約1,000ページに及び、800部印刷とのことでしたが、全国的にこのような印刷などができる業者が少なくなり、プロポーザル方式を採用する予定とのことでした。

また、舞鶴公園整備計画や、高鍋駅舎活用調査設計業務委託予算について、委員より、お城などについては従前に計画されていたことは実現するのかとの問いに、お城などにつ

いては、史実に基づく根拠がないため、建設には至らなかった経緯がありますし、今回は、島田圃場について、イベント広場、駐車場など整備を行う予定であるとの答弁でした。

委員より、湧水があるのでそれを活用した場所として検討していただきたいとの要望がありました。

昨年度比較で増額がある電算化推進費ですが、新たなパッケージリースは、番号法に伴うものや、子育て支援に伴う電算機リースと、それに伴うシステム開発などが上げられました。

委員より、国からの補助はあるのかとの問いに、番号法についてはあるが、ほかのシステム変更分については町単独となるとの答弁でした。

また、東日本地震津波以降、情報管理についていざというときの備えで、宮崎銀行が独自で持っている情報管理システムに高鍋町もバックアップできるように使用料を支払っていくとの説明がありました。

委員より、情報管理には最善の注意が必要だが、情報漏れなど心配はないのかとの問いに、宮崎銀行はお客様情報については、漏えいは許されないと判断でつくっているので心配ないと答弁でした。

次に、総務課関係では、交通安全、自衛官募集、消防関係、選挙管理委員会関係など総合的な内容があり、それぞれに分けて報告となれば時間がかかりますので、新規事業や、委員から質疑があったものを中心に報告いたします。

総務課関係で新規事業として、機密文書廃棄手数料、在日米軍再編に係る訓練移転先6基地関係自治体連絡協議会負担金、議案8号に伴う西都児湯いじめ問題調査委員会負担金があります。

歳入関係で、交通安全対策特別交付金があります。

委員より、歳出と関連して、カーブミラー、道路上に引いてある白線などについては、どのくらいの費用が必要かとの問いに、カーブミラーは、1個付きで7万円から8万円です。ガードレールなどについては、延長などで費用計算が違い、白線などは要望をまとめて一度に業者さんをお願いすることで費用負担を最小限に抑えて、できるだけ多くの箇所ができるようにしていますとの答弁でした。

防災行政無線放送設備補助がありますが、これは、防衛施設周辺対策事業の国庫補助歳入で、補助率は75%です。

財産収入では、蚊口浜33件ほか14件の普通財産貸し付けと行政財産をNTT、九州電力へ貸し付けているとの説明でした。

歳出では、町長など特別職や、職員142名分の給与について説明。現在の職員数は159名ですが、163名になる予定とのことでした。健康づくりセンターの土地について3カ年計画で最後の年であるとの説明でした。新規事業で上げていた機密文書廃棄手数料については、これまでエコクリーンで処分していたが、今後処分できないことから、新たに処分をお願いする手数料との説明でした。

庁舎の大規模改修については、以前から要望のあったエレベーターもあわせて設置する説明がありました。

委員より、具体的な形ができれば、住民の皆さんにわかるように完成後のイメージ図などを見せてほしいとか、トイレについては、和式があるが、できれば洋式でウォシュレットつきにしてほしい。その理由は、近年家庭ではほとんどの家がウォシュレットつきになっていること、1階利用者は住民が一番利用する場所であることなどが提案されました。せっかく大規模改修するのであるから、この際の見解には検討したいとの答弁がありました。

選挙関係では、今年度末の知事選挙、来年度統一地方選挙の県議会議員選挙、ことしの町議会議員選挙、農業委員会選挙費用について説明がありました。説明では、県議会議員選挙は4月にずれ込むが、準備段階ではほとんど本年度ということでの選挙、町議会議員選挙は4年前と違い11月16日投票で計画したいとのことでした。

委員から、なぜかと聞かれ、その理由は、前回同様とすると3連休が重なり、投票率について低くなるおそれがあるからとのことでした。しかしこれは、あくまでも選挙管理委員会での決定事項となるため、予定としか言えないとのことでした。

消防関係では、団員の制服などの予算について説明されました。

委員より、団員の退職功労金が安いのではないかと質疑に対し、功労金に加え共済からの退職手当金が支給されますとのことでした。

また、女性団員確保についても要望が出されましたが、最初はラップ隊などでの勧誘を促し、火災予防などでの団員確保ができるのか検討したいとの答弁でした。なお、木城町、美郷町では女性団員がいるとのことでした。

防災関係では、委員より、ハザードマップについて質疑が集中しました。さまざまな災害に対応できるマップづくりが必要ではないかと質疑に、1つのマップで洪水、津波などが同時にはできないので、津波対策マップから作成し、そのときには避難場所についても見直しをした地図とし、アパート屋上提供などのある場所についても案内する、全戸に配布する予定であるとの答弁がありました。

委員より、避難階段について案内があるのは非常に評価できるとの発言がありました。執行部からは、手すりがついた屋上については、案内板を設置し安全確保に努めたいとの案内がありました。

次に、町民生活課関連です。

町民生活課では、住民基本台帳などと環境関連予算があり、それぞれに説明がなされ審議されました。住民基本台帳関連で戸籍手数料、従前は外国人登録関係委託金であったものですが、中長期的在留者事務委託金、人口動態調査などの歳入があり、歳出では人件費6名分を初めとする必要経費があります。

環境関係の歳入では、し尿、ごみ処理など衛生手数料、畜犬登録、埋却地地下水モニタリング補助などが主です。

歳出では、し尿処理に関する高鍋木城衛生センターへの運営負担金、西都クリーンセンター負担金では、ごみ処理に関する費用及び斎場運営、建設に係る負担金などが大きな歳出となっているとの説明でした。

また、町内村墓地を含む75箇所のお墓について委員より、唐木戸墓地に関して応募者が少ないのであれば、もう少し緩やかな条件にしたらとどうかの提案に、条件を緩めれば墓地購入者は増加しますが、新たな墓地はつくれないので、現在の条件は変えない方針ですとの答弁でした。

また、埋却地モニタリング検査については、湧水検査などについて質疑があり、資料提出を求めましたが、異常はないとのことでした。

次に、税務課関係です。

歳入関係では町税など、過去3年間を精査して全体的におおよそ、昨年並みに推移すると考えているとの説明でした。

歳出では、14名プラス国保3名、合計17名の給与。増加しているのは切手代、モデル事業として無料だった軽自動車税申告に係る調査委託がことしから有料となり、委託料が必要となったためと、差し押さえ時に必要なデジタルカメラ、ビデオカメラの備品購入が上げられました。委員より、コンビニ収納は伸びているのか、費用はどうかとの質疑があり、コンビニ収納は全体的に増加してきている、月の基本料が5,000円プラス1件当たりの費用が59円プラス消費税で、口座引き落とし10円と比較すると高いが、やむを得ないと考えているとの答弁でした。

次に、上下水道課関係です。

合併浄化槽については、今まで国3分の1補助でしたが、本年度に限り、単独浄化槽の撤去費用についても9万円以内であれば、補助できる低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業を取り入れることにより、国2分の1補助となり町の持ち出しが330万円減額できるため、また、要件もクリアできると見込み、これでいこうと決定したとの説明でした。

ここは、資料を要求し、町負担軽減できることについて評価されました。

次に、議会事務局関係です。

議会事務局は議会、公平委員会、監査委員費を担当しており、順次説明がありました。

議会費関係では、委員より、印刷製本について議会報の予算が少なく苦勞をしていることが述べられました。

答弁では、町広報予算との絡みもあるが、要望があれば補正などの要求も行いたいとの答弁がありました。

次に、公平委員会予算について説明がありました。研修などは行っているものの、事案はなく休眠状態ですとのことでした。

次に、監査委員費です。職員1名分と、代表監査、議会代表監査への報酬、研修費用などの説明がありました。

以上で、審査を終了し、討論を求めましたが、討論はなく、賛成全員で可決すべきもの

と決しました。

最後に、請願第2号公契約法制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保について国に対する意見書提出を求める請願が出されました。

紹介議員2名においでいただき、その内容をお聞きしました。

なぜ請願だったのかとの質疑に対し、請願のほうに重みがあるからとのお話でした。

意見集約が終わり、採択に関して討論を求めましたが、討論はなく、賛成全員で採択すべきものと決しました。

○議長（山本 隆俊） 以上で、総務環境常任委員長報告を終わります。

これから、1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第8号西都児湯いじめ問題調査委員会の共同設置について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第11号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第12号高鍋町税条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第13号高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第18号平成26年度高鍋町一般会計予算中、関係部分に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、請願第2号公契約法制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保について国に対する意見書提出を求める請願について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、総務環境常任委員長報告に対する質疑を終わります。

続いて、産業建設常任委員長の報告を求めます。委員長、岩崎信や議員。

○産業建設常任委員会委員長（岩崎 信や君） 3番。

産業建設常任委員会に付託された議案について、審査した経過と結果について報告いたします。

日時は、3月10日から14日の5日間です。審査は、産業建設委員全員、審査会場は第三委員会室です。関係課長、職員の出席を求め、審査を行いました。

今回、本委員会に付託された議案は、議案第10号町道路線の認定について、議案第17号高鍋町景観条例の制定について、議案第18号平成26年度高鍋町一般会計予算中、関係部分です。

初めに、農業委員会関係です。議案第18号平成26年度高鍋町一般会計予算中、関係部分です。

農地制度実施円滑化事業は、耕作放棄地などの調査、農家からの相談に対応するもの、農地基本台帳データ移行作業は農家ごとの農家台帳の修正作業、新たに中間管理機構ができて、農地などの情報を公開する事業であるなどの説明がありました。

委員より、農地基本台帳データ変換業務について質疑があり、農家台帳の公開が義務づけられたことにより正しい情報を提供するため、農家台帳と、住民基本台帳と、課税台帳の突合を行い、農家台帳を整備するものであるとの答弁でした。この情報の公開についてさらなる質疑があり、一般企業などが農業事業に参入しようとするときの参考にするもので、農業委員会において公開するものであるとの説明でした。

次に、委員より、農地相談は何件くらいかとの質疑に、ほとんど毎日のように相談があるとの答弁でした。また、委員より、農業委員の選任方法についての質疑もあり、公職選挙法によるものとの答弁でした。

次に、上下水道課関係です。議案第18号平成26年度高鍋町一般会計予算中、関係部分です。

土木費のうち都市下水路と公共下水道費について説明がありました。

委員より、下水路の浚渫はどこを予定しているのかと尋ねられ、その都度、必要なところを行うものとの答弁でした。

次に、委員より公共下水道費の繰出金が前年に比べて多い理由を尋ねられ、起債の償還が年々ふえていることや、浄化センターの電気工事更新工事によるものとの答弁でした。

また、今後下水道の区域は広げるのかという質疑には、アンケートにより意見を求め、全体計画を検討したいとの答弁でした。

その後、震災などの災害時の対応についての議論や提言もありました。

次に、建設管理課関係です。初めに、議案第10号町道路線の認定についてです。

町道と、町道を結ぶ里道、いわゆる「さとみち」の中で、町道と同等の通行がある3路線を町道に認定したいと、地図を示しての説明がありました。

委員より、道路幅や排水路の整備についての質疑があり、整備を行う場合には、緊急車両の通行のためにも4メートルは確保したいとの答弁でした。

次に、議案第17号高鍋町景観条例の制定についてです。

豊かな自然や歴史的なたたずまいを保全し、美しく調和のとれた町並みづくりを目的として、景観に関する基本的な事項及び景観法の施行に関し必要な事項を定めるものとし、第1条から条例案を朗読しての説明がありました。

質疑に入り、良好な景観とはどういうものをいうのかとの質疑には、全町を対象にしていて、商店街、農村部など7つのエリアに分けてそれぞれに景観形成基準を定めて行うもの、一般的な住宅を建築するとき、多くは問題ないと考えられるが、1番には色彩であるとの答弁でした。委員より、その規制は建築確認時に行うのかという質疑に、建築確認申請の前に、景観条例に基づき、届け出をしていただき、その内容が景観計画に適合すると認められた場合は、適合通知書の発行を行う。その写しを確認申請書に添付していただくとの説明でした。

また、委員より、重点地区について質疑があり、例えば、日南市では、全市に広く掛けている中で、飢肥には厳しい基準で行っている。本町では、まだ、重点地区の指定は考えていないとの答えでした。景観重要建造物や、樹木についての質疑には、県内において指定されているのは、県庁と両脇のフェニックスがある。本町ではまだ考えていないが、ある場合は、都市計画審議会において協議するとの説明でした。

さらに、委員より、指定された建造物に対しての固定資産税の減免などはないのかとの質疑には、考えていないとの答弁。現在、県内で景観条例を定めているのは6市、2町、1村で、本町は10番目である。今後、いろんなことを検討して、景観条例を磨いていきたいとの話もありました。

次に、議案第18号平成26年度高鍋町一般会計予算中、関係部分です。

それぞれの費目に従っての説明がありました。

商工費は、駅前駐車場の管理費です。土木費のうち建築費として、建築物耐震改修等事業補助金として耐震診断、耐震改修5件、道路新設改良費として茂広毛・茱萸原線など2路線の測量設計委託、工事請負費は蚕丁場線など5路線、ゾーン30交差点カラー舗装、住宅管理費として小丸団地外壁等改修工事など、地図を示しての説明がありました。

河川費として、水門操作委託は建設業協会高鍋支部に、脇地区急傾斜崩壊対策事業負担金は県の工事の10%との説明、その他、都市計画費、公園管理費などについて説明の後、質疑を行いました。

委員より、東光寺・鬼ヶ久保線の完成年について質疑があり、30年ごろを完成と考えているが、文化財の関係もあるとの説明でした。

次に、水門操作について、大震災の後、見直されたのかとの質疑があり、津波対応の操作を行い、安全に避難できる時間的余裕がある場合は職員が対応する。国土交通省においては、遠隔操作装置及び津波対応ゲートの設置をしていただいているとの答弁でした。

また、委員より、25年度の耐震診断と耐震改修工事の実績数について質疑があり、診断は10件、工事は3件で、県内においては多いほうであるとの答弁。

さらに、改修工事の補助金についての質疑には、今年度より増額となり、150万円の工事に対して2分の1、上限75万円であるとの答弁でした。

次に、委員より、町営住宅の耐震診断についての質疑があり、56年以前に建てられた石原団地と持田団地の2棟については、耐震基準を満たしているとの答弁。

さらに委員より、水除団地はどうかとの質疑に、水除、正ヶ井手、堀の内団地は、簡易耐火平屋で耐震診断の基準となる数値がないので、耐震診断の対象外であるとの答弁。

これについて、委員より、現実には町民が生活しているのに、安全性の確認ができないのはおかしいのではないか、何らかの対応をすべきではないかとの発言がありました。これに対して、安全性がないのではなく、国のガイドラインがないから安全性の診断ができないということであるとの説明があり、これについてはさらに対応していきたいとのことでした。

次に、産業振興課関係です。

議案第18号平成26年度高鍋町一般会計予算中、関係部分です。事業ごとに説明がありました。

農林水産業費として、特に、今年度より新しく始まる環境保全型農業育成支援事業補助金は生分解マルチへの補助金、新生産調整対策事業としての米政策転換推進事業補助金はこうじ米生産組合にフレコン、粃クーラーなどの補助金、肥育素牛導入緊急対策事業補助金は子牛の価格が高騰しているため、温泉・養魚場跡周辺環境整備事業は雑木の伐採など。

商工費の地域人材育成事業は商工会議所に委託して雇用の拡大と人材の育成を図るもののほか、昨年からはまった埋却地再生整備工事、蚊口墓地枯松伐倒駆除委託事業、花守山整備事業などについての説明がありました。

質疑に入り、委員より生分解マルチの分解する期間はどれくらいかとの質疑があり、作物ごとに異なる、期間の調整ができる、収穫前には分解し、収穫時には土に戻るものであるとの答弁でした。

次に、委員より、葉たばこからの転換後の状況はどうかとの問いに、24年度はバレイショが暴落して大変であったが、ことしは価格も安定してスムーズに移行しているとの答弁でした。

また、委員より、埋却地再生整備工事の進捗状況について質疑があり、順調に推移して、残地は18万5,160平方メートルで来年度までの事業であるとの説明でした。

委員より、農業基盤整備促進事業について、申し込みが多いとの説明であったが、何人くらいかとの質疑に、25年度は3名であったが、その実績を見て、本年度は15名以上になると想定しているとの答弁でした。

次に、農業用水路維持管理補助金についての質疑があり、木城町を水源とする広谷用水路を暫定的に利用してきたが、早期水稻に合うように、きちんと水利権の更新にかかる業務を委託するものであるとの答弁でした。

また、委員より、花守山整備工事で退避場について、場所は決まっているのかとの質疑

に、車の離合のための退避場であり場所はまだ決まっていない、古墳などを避け安全な場所を確保したいとの答弁でした。

さらに、委員より、温泉・養魚場跡地の将来の利用法について問われ、ことし草刈りをして全体を見て、それから考える方向である、とりあえず温泉からめいりん公園への景観と通行路の整備を行いたいとの答弁でした。

委員より、青年就農給付金について、ことしは9人を見込んでいるが、25年は何人だったのかとの質疑があり、7名である、所得が多いと出ないもので、年齢制限は45歳まで、期間は5年間であるとの説明でした。

また、地域人材育成事業について、昨年も同じような事業があったのではないかと質疑には、事業名が異なるとの答弁、この事業に取り組むことにより、人材が育って新たな事業が生まれ、雇用が発生するのが目的であるとの説明でした。

さらに、観光協会補助金の内訳についての質疑には、さくらまつり、海水浴場、大使、花守山、ボランティアガイド支援事業などへの運営補助であるとの答えでした。

委員会での審査終了後、正ヶ井手団地と埋却地を現地調査いたしました。

全ての審査が終了し、1議案ごとに採決を行いました。

議案第10号町道路線の認定について討論はなく賛成全員で可決すべきものと決しました。

議案第17号高鍋町景観条例の制定について、討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

議案第18号平成26年度高鍋町一般会計予算中、関係部分について、討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（山本 隆俊） 以上で、産業建設常任委員長報告を終わります。

これから1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第10号町道路線の認定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第17号高鍋町景観条例の制定について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 景観条例のときには、大変いろんな意見が出たようなんですけども、一つだけちょっとお伺いさせていただきたいと思います。

この景観条例、時間的にはそう短い時間で達成できるとは思いませんけれど、新築に関してはできるかもしれませんが、古い家屋についたりとか、今まで建っているものについては、どのような審査をされ、その審査の内容というのをぜひお聞かせ願いたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 委員長。

○産業建設常任委員会委員長（岩崎 信や君） お答えします。新しく建つ建物に対して景観条例が対応するというので、今まで建っているものに対しては、適用できないという答弁がありました。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

次に、議案第18号平成26年度高鍋町一般会計予算中、関係分に対して質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） ちょっと1点のみ、先ほど総務環境常任委員会の報告で示しましたけれども、歳入のほうは総務で行って、歳出のほうは商工関係ということでしたので、1,206万円に対してどのような審査状況であったのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 委員長。

○産業建設常任委員会委員長（岩崎 信や君） お答えします。これは、100分の100の補助事業であり、雇用対策事業を目的として、それが先ほど答弁したような形で人材を育成して、新しい事業に結びつくものであるとの説明がありました。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 総務でも、これ、国の緊急雇用に関する事業費100分の100っていうやつなんですけれども、これについて人材育成っていうことでただ単なる答弁がありましたけれども、私が聞きたいのは、その人材育成を継続して行うことがこの補助要件の一項だろうと思うんです。その要件を満たすことができるのか、私が一番心配しているのは、今まで、いろんな補助要綱をやってきて、あとはその補助金がなくなったときには、高鍋町がこれをちゃんと助成できるのかということなんかがあったんだろうと思うんです。今までそういうふうな形でずっとやってきて、補助100%取ってきたのはいいんだけど、雇用に関してその後に緊急雇用を利用した、ただし1年限りで終わってしまったと、そういうことになる、非常にこれは緊急雇用の、雇用確保、要するに正規採用をしていただくための一つのステップであるというふうに私は思っておりますので、商工会議所で引き続き何年間ぐらい採用されるというふうに、そこは質疑が出ませんでしたか。出たら、その内容を答弁していただきたい。出なかったら出なかったでもいいんですが、そのように答弁していただければよろしいかと思えます。

○議長（山本 隆俊） 委員長。

○産業建設常任委員会委員長（岩崎 信や君） お答えします。同じような質問がありました。これは、雇用対策事業であって、その後は事業所の努力によると、そういうことです。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

以上で産業建設常任委員長報告に対する質疑は終わります。

続いて、文教福祉常任委員長の報告を求めます。委員長、青木善明議員。

○文教福祉常任委員会委員長（青木 善明君） 11番。おはようございます。

平成26年第1回高鍋町議会定例会において文教福祉常任委員会に付託されました議案は、議案第7号西都児湯いじめ問題対策専門家委員会の共同設置について、議案第9号蚊口地区学習等供用施設の指定管理者指定について、議案第14号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、議案第15号体育館使用料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第18号平成26年度高鍋町一般会計予算中、関係部分についての5件であります。その審査の経過及び結果について御報告いたします。

なお、報告につきましては、審査部分の全ての報告ではなく、特徴的な部分だけの審査報告とし、割愛する部分もありますので御了承下さい。

日時は、3月10日から14日までの5日間、第4委員会室にて文教福祉常任委員全員が出席し、執行当局に担当課、関係職員の出席を求め、議案の説明を受け、慎重に審査を行いました。

また、調査においては、13日に大規模改修によりリニューアルされた高鍋町体育館、高鍋東・西小中学校の施設設備予定箇所及び平成26年度病後児保育実施予定場所になっています、社会福祉法人あけぼの福祉会ももの木保育園に行っております。

まず、議案第7号西都児湯いじめ問題対策専門家委員会の共同設置について、教育総務課より、国のいじめ防止対策推進法が昨年9月に施行されたことに伴い、その法律の第14条第3項にいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとして規定されており、このことにより教育委員会に附属機関を設置するもので、行政運営の効率化を図り専門性を高める観点から、西都児湯地域の7つの市町村教育委員会で規約を定め共同設置をするもので、平成26年度各市町村委員会負担金は均等割2万4,000円で、計16万8,000円となる。歳出では、委員報酬、費用弁償及び事務費が予定されている。

また、特定の市町村教育委員会の事務に要する経費は別に負担することとなっている。高鍋町に係る特定事案が発生し、委員会で審議、調査を行う場合の予算として、委員報酬と費用弁償5人の2回分13万円を当初予算で計上しているとの説明であります。

委員より、専門家推薦の考え方についての問いに、高鍋町としては弁護士、臨床心理士、元警察官、元教職員等を求めていきたいとの答弁でありました。

質疑が終わり、採決を行い、討論はなく、議案第7号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号蚊口地区学習等供用施設の指定管理者指定について、社会教育課より、蚊口地区学習等供用施設の指定管理者に、蚊口自治公民館連絡協議会に指定することについての理由として、まず施設が所在する地元の自治公民館組織であること、地域の活力を積極的に活用し、公民館との密着した活用が期待されること、また、施設開設以来から管

理を委託しており、実績からも有効に活用されるものであると認められることからとの説明であります。

委員より、指定管理者制度の趣旨と委託料を出す理由についての問いに、指定管理をすることによって民間活力を導入することができ、サービスの向上が図られ、経費的な削減ができること、委託料の予算計上については、使用料だけの収入では人件費等の不足が生じ、賄い切れないためとの答弁でありました。

質疑が終わり、採決を行い、討論はなく、議案第9号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、健康福祉課より、この条例は、東日本大震災を受け、災害弔慰金の支給等に関する法律が改正され、災害弔慰金の支給となる死亡した者の死亡当時における遺族の範囲に、兄弟、姉妹が加えられたことにより、東日本大震災平成23年3月11日以降に生じた災害について適用されることとなり、所要の改正を行うものであるとの説明であります。

委員より、弔慰金の支給額はの問いに、生計維持者の方が亡くなった場合500万円、その他の方が死亡した場合は250万円との答弁でありました。

委員より、これは災害指定を受けないと適用されないのかの問いに、対象災害は、一市町村において住居が5世帯以上減した災害等で、自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波との答弁でありました。

質疑が終わり、採決を行い、討論はなく、議案第14号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号体育館使用料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、社会教育課より、現在は、町体育館と勤労者体育センターの料金体系が同一で、総合体育館は独自の使用料で貸し出しを行っているが、今回の町体育館の大規模改修事業に伴い、これまでの町体育館利用料金及び貸出時間等の見直しについて、他の体育施設との整合性を図るため所要の見直しを行うもので、考え方としては、町内のどの体育館においても同一の競技であれば同一の料金体系にすること、さらに町体育館と勤労者体育センターの貸出方法、時間区分についても改正することで、今後の利用者の利便性をさらに向上させることで、使用の効率化が図られることになると考えている。

主な改正点の1つ目は、町体育館と勤労者体育センターの貸出方法、午前、午後、夜間を、総合体育館と同じように1時間単位で貸し出す方法にすることで、施設の効率的な活用ができること、2つ目に、競技種目単位で貸し出すことで利用しやすくなり、施設の効率的な活用ができること、3つ目に、全ての体育館の使用料を最小単位であるバドミントンコートを基準として算定することで、一部、不均衡であったものが是正され、料金の平準化が整うこと、4つ目に、町外者が利用する場合の体育館使用料料金がそれぞれの料金でしたので、これを統一して全ての町外者利用は、町内利用者の2倍にすること、5つ目に、町体育館の改修により新設された2つの控室を1時間300円で貸し出しする

ことを追加し、その他労働条件等も考え、総合体育館の使用開始時間8時30分を9時からに変更したこと。

以上、これらについては、県内及び郡内の施設を研究、参考にして一番よい方法で改正したとの説明で、また、体育器具倉庫や防災備蓄倉庫も新設されたとの説明であります。

委員より、全体的に料金値上げにつながるのかの問いに、現在利用している団体が85団体で、38団体が増額になり、47団体が減額となり、一番上がるのはソフトテニスで、一番下がるのはバドミントンとの答弁でありました。なお、3月6日に利用団体に対して説明会を開催し、御理解をいただいたとのことでした。

委員より、町体育館に専任の管理人は置かなくて大丈夫かの問いに、従来どおり中央公民館管理人が兼務するとの答弁でありました。

質疑が終わり、採決を行い、討論はなく、議案第15号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号平成26年度高鍋町一般会計予算中、関係する町民生活課の国民年金分、教育総務課、社会教育課、健康福祉課分について、初めに町民生活課、国民年金事務費になります。

これは、法定受託事務で、歳入では国民年金事務取扱交付金で計上し、歳出では職員1名が育児休業に入るため、人件費等が前年度より大幅な減額になっているとの説明であります。

委員より、育児休業はいつまでかの問いに、来年3月までとの答弁でありました。

次に、教育総務課です。教育総務費の事務局費では第41回九州地区人権同和教育夏季講座宮崎大会資料代が必要費消耗品費へ計上し、また、7月下旬に3泊4日の予定で、米沢市からの訪問団を受け入れる東・西小学校6年生による姉妹都市交流事業にかかる予算が計上してあるとの説明であります。

次に、教育振興費では、報償費の報償金で、就学相談謝礼といじめ問題相談謝礼が増となり、旅費の増は、学校運営協議会の資質向上を図るための先進地視察研修に伴うもので、需用費では、地域における子供の見守り活動の強化に伴う消耗品費の増で、負担金の増では、新規事業であるいじめ防止対策事業を計上しているとの説明であります。

委員より、学校運営協議会の具体的な先進視察地は決まっているのかの問いに、まだ決定ではないが、福岡県春日市及び九州での研修大会等を考えているとの答弁でありました。

問題を抱える等の自立支援事業費では、昨年と同じ予算で、適応指導教室の中に教職経験者からなる訪問指導員1名を配置し、各校と連携をとりながら、問題を抱える子供の相談や学習支援、学校復帰への支援及び保護者相談を行い、早期の学校復帰を目的とする事業であるとの説明でありました。

委員より、この事業の実態についての問いに、25年度適応指導教室に生徒5名、不登校生徒12名との答弁でありました。

委員より、いじめの実態についての問いに、持続的ないじめはないとの答弁でありまし

た。

次に、東小学校の学校管理費の修繕料営繕では、校舎、附属施設のふぐあい補修費用の増額で、再編交付金を活用した教育環境整備事業では、トイレ改修実施設計委託、第3棟校舎トイレ改修工事、第3棟昇降口改修工事を計上しているとの説明であります。西小学校の学校管理費の修繕料営繕では、校舎、附属施設のふぐあい補修費用で、委託料では、トイレ浄化槽改修工事設計と高木剪定伐採業務委託を計上しているとの説明であります。

次に、東・西小学校の教育振興費ですが、25年度と同じ内容で、扶助費では、要・準要保護児童援助費、特別支援教育就学奨励費等を計上しているとの説明であります。

次に、東・西中学校の学校管理費の修繕料営繕では、校舎、附属施設のふぐあい補修費用の増額で、使用料及び賃借料の借上料の増額は、パソコン機器のリース契約が23年度に満了したことにより、パソコン保守管理手数料を教育振興費に一括して計上していたが、Windows XPのサービス終了時に伴い、改めて管理用パソコンをリース契約し、パソコンの精度を高めるとともに、安全な環境を整えるためのもので、工事請負費では、プール更衣室棟防水工事及び西中の硬式テニスコート防球ネット設置工事を計上しているとの説明であります。

次に、東・西中学校の教育振興費の扶助費では、要・準要保護児童援助費、特別支援教育就学奨励費等を計上し、また、朝倉市の中学校との姉妹都市交流事業を計画、25年度は高鍋町で交流を実施したが、26年度は7月末に朝倉市での交流を予定。東中学校も一緒に参加し、そのための経費として燃料費、食糧費、会場使用料を事務局である西中学校の予算に計上しているとの説明であります。

次に、学校給食費の東小学校費の工事請負費では、老朽化している給湯配管工事で、漏水防止及び食中毒対策のため、鋼管をステンレス管にするとの説明でありました。

次に、学校給食費の給食センター費の需要費修繕料の営繕では、食中毒対策及び施設維持管理のための調理室入り口の自動ドアの修理を行うとの説明であります。

次に、社会教育課です。初めに、歳入での新規予算として、高鍋湿原学術調査報告書販売料1,000円、高鍋湿原保全協力金1,000円を計上したとの説明であります。委員より、高鍋湿原学術調査報告書の単価と販売月についての問いに、写真はカラーで約50ページ、4月販売で単価は700円から1,000円を考えているとの答弁でありました。

委員より、高鍋湿原保全協力金についてどのような方法を考えているのかの問いに、管理棟に募金箱のような物を置いて、協力金を任意でお願いします。募金箱は、盗難に合わないように常に管理人の目の届くところに置いて、毎日、社会教育課に持ち帰るとの答弁でありました。

委員より、文化財保護費補助金が計上されているが、これで整備できるのかの問いに、持田古墳群については、国の回答及び県との協議を重ねながら国、県に要請するなり、町も予算化できるようにしたいとの答弁でありました。

次に、歳出の老人福祉センター費では、老人福祉センター1階空調の老朽化により、水漏れ等も発生しているため、各部屋ごとの空調に切りかえるとの説明であります。

次に、社会教育総務費では、新規事業として再編交付金による新山自治公民館大規模改修補助金を計上しているとの説明であります。

次に、青少年問題協議会費では、青少年問題協議会の委員報酬、社会を明るくする運動啓発物品購入費、青少年県民会議負担金などの経費を計上しているとの説明であります。

次に公民館費では、歴史講座や園芸教室など講座教室、専科教室、自主教室に要する経費、公民館の維持管理費を計上しているとの説明であります。

次に、図書館費では、図書館司書、臨時職員の人件費、図書館の管理費用、古文書のデジタルデータ化事業、修復解読に要する賃金などの費用を計上しているとの説明であります。

次に、文化財保護費の古墳・標柱、看板整備費では、県の補助を受けての持田古墳群等の草刈り及び標柱の整備に係る経費を、一般文化財保護費では、文化財の保存・保護や伝統文化の継承、アカウミガメの保護、文化団体等への補助金などを、持田古墳群整備事業費では、持田古墳群の発掘にかかわる作業賃金、その他消耗品を計上したとの説明であります。

歴史総合資料館費では、資料館嘱託員1人の人件費、収蔵品企画展や施設管理に要する経費、2年に1回のガス薰蒸殺虫、施設1階照明のLED化を計上しているとの説明であります。

生涯学習推進費の生涯学習推進費では、生涯学習推進大会、家庭教育、高齢者教室、ジュニアリーダー関係の講師謝礼等の費用を、高鍋湿原費では、新規に湿原検討委員会等の関係者による他の湿原視察研修費用を、学校支援地域本部事業費では、国、県の補助事業として実施しているもので、地域コーディネーター謝金やボランティアの保険等を計上しているとの説明であります。

次に、家老屋敷費では、屋敷の雨漏り対応のため、保護シートを設置する修繕料を計上しているとの説明であります。

次に、美術館費の美術館費では、人件費等や営繕、施設管理に必要な経費を、企画展示事業費ではいわさきちひろ展、武蔵野美大講師展などを計画しているとの説明であります。

委員より、美術館費の美術館長が辞職したのか、また理由はの問いに、一身上の都合により12月で辞職したとの答弁でありました。

委員より新年度予算で美術館長の報酬が計上されているが、後任の選出はの問いに、上部で選考しているとの答弁でありました。

次に、保健体育総務費では、スポーツ推進員等の報酬、スポーツ少年団育成、舞鶴ロードレース大会や各種スポーツ大会に要する経費、スポーツ団体等への補助金などを計上しているとの説明であります。

体育施設費の勤労者体育センター費では、管理人の賃金、浄化槽や警備の委託費、AE

Dのリース料等の維持管理費を、高鍋町スポーツセンター費では、管理人の賃金、光熱水費、各種機械保守点検等の維持管理費を、体育館費では、光熱水費、消防設備点検手数料、自動ドア保守点検、AEDのリース料等の維持管理費を、総合運動公園費では、今年度町営野球場改修事業設計業務委託にかかわる経費を、施設管理費では、学校体育施設開放委託料、公共スポーツ予約システムの使用料等を計上しているとの説明であります。

最後に、健康福祉課です。民生費からですが、項では社会福祉費であります。まず、社会福祉総務費の負担金補助及び交付金では、消費税の引き上げにより、低所得者等の生活への影響に配慮して行われる臨時福祉給付金事業費が計上されているとの説明であります。

委員より、対象者数は出ているが、世帯数はの問いに、世帯数については案分しないと出ないとの答弁でありました。

委員より、これは申請主義になるのかの問いに、地方税法との関係で同意が必要となるので、申請主義になるとの答弁でありました。

委員より、申請時期と申請期限があるのかの問いに、広報啓発を図りながら、予定では4月中旬に全戸広報の上、6月ごろを考えているが、期限については3箇月から6箇月になるのではないかととの答弁でありました。

委員より、生活保護システム改修業務委託の内容はの問いに、DV支援者の情報が引き出されないため改修との答弁でありました。

次に、老人福祉費の委託料の高齢者等相談支援事業委託では、常勤の相談員を社会福祉協議会内に置き、24時間365日、誰でもいつでも悩みや心配事などの相談に対応、専門的なアドバイスが必要な場合は専門の相談所を案内する。

緊急通報システム事業委託では、身体上、精神上等の理由により、日常生活に支障のある高齢者等の世帯に対し、緊急通報装置を貸与する。

負担金補助及び交付金では、心と体の生きがいつくり事業費補助金で、高齢者や障害者を対象に、サーフィン及びノルディックウォーキングの教室を開催することで、引きこもりがちな高齢者等の居場所づくりや、健康管理、地域での見守り体制づくりを推進することができる。

以上の説明であります。

次に、老人措置費の扶助費では、環境上及び経済的理由によって、居宅で養護を受けることが困難な65歳以上の高齢者を入所措置することにより、住みなれた地域で安全に暮し続けることができるとの説明であります。

次に、障害福祉費の委託料の基幹相談支援センター業務委託では、障害者のニーズに対応できる専門的な相談支援を行い、相談支援事業者の専門的指導及び助言や人材育成の支援を行い、また障害福祉サービス事業所や医療機関等と連絡調整を行うことができる。地域生活支援事業では、地域で生活する障害者のニーズを踏まえ、地域の実情に応じて、柔軟な形態でサービスを提供することができる。

扶助費の重度障害者医療費では、重度障害者・児に対し、医療費の一部を助成すること

により、福祉の向上が図られる。介護給付費では、障害のある人が地域で自立した生活を送るための居宅介護、生活介護や施設入所などのサービスを提供することができる。

訓練等給付費では、通常の事業所で働くことが困難な障害者に、就労の機会や生活活動の機会を提供する。また、地域で共同生活を営む障害者に、住居において共同生活を営むための相談や日常生活上の援助を行う。

療養介護医療費では、介護給付費の療養介護支援受給者に対し、病院において医学的看護のもとで、介護、医療のサービスを提供する。児童通所支援費では、障害者の通所支援事業、未就学児に対しての児童発達支援及び就学児に対しての放課後等デイサービス等の通所による支援を提供。

計画相談支援費では、障害者が障害福祉サービス利用に対して、サービス等利用計画、障害児の児童通所支援サービス利用に対して、障害児支援利用計画の作成に対する支援を提供。

以上の説明であります。

委員より、サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成についての問いに、介護保険のケアプランと同様で、サービスを使う前にその対象者の計画のポイント等を聞き取って、どういうサービスが必要か、またその計画が合っているかモニタリングするので、介護保険と同じ取り扱いになる。また、この制度は24年度に導入したが、26年度までに導入を終了することになっているとの答弁でありました。

委員より、高齢者等多世代交流拠点施設である、高鍋町ふれあい交流センター利用状況についての問いに、月平均120名ぐらいで、多い月は200名の方が利用している。利用料金収入も、月1万円くらいにはなるとの答弁でありました。

次に、児童福祉費であります。まず、児童福祉総務費の負担金補助及び交付金では、町内民間幼稚園が認定こども園の認可を受けるために行う施設整備に対する認定こども園整備補助金を計上。

子ども・子育て事業費では、子ども・子育て会議委員の報酬、子ども・子育て支援事業計画策定委託を計上、子育て世帯臨時特例給付事業費では、子育て世帯臨時特例給付金を計上しているとの説明であります。

委員より、高鍋幼稚園が認定こども園整備事業を行うが、収容人員はの問いに、平成27年度からの制度なので、26年度中に子ども・子育て支援事業計画策定に基づき、保育・教育の利用定員が決まるとの答弁でありました。

次に、児童措置費の委託料の障害者保育委託では、私立保育所における障害児保育事業を推進するため、これに従事する保育士の雇用に要する経費の助成を行い、障害児保育の充実及び障害児の福祉の向上を図ることを目的とする新規事業で、工事請負費では、東小学校放課後児童クラブの増設に係る工事費で、保育対策等促進事業費の保育所緊急整備事業補助金では、保護者が就労している場合等において、子供が病気の際に自宅での保育が困難な場合に、一時的に保育等を実施することで、安心して子育てができる環境を整備し、

児童の福祉の向上を図るもので、病後児保育事業開始に向けた施設整備に対する補助で、社会福祉法人あけぼの福祉会ももの木保育園が、開始予定保育所となっているとの説明であります。

委員より、東小学校放課後児童クラブの増設工事費の内容はの問いに、教室の板張りをクッション張りにする工事で、備品については、補正で対応するとの答弁でありました。

委員より、放課後児童クラブの増設による受入可能な人数はの問いに、現在57名申し込みがあるが、全員受入可能であると考えているとの答弁でありました。

次に、児童福祉施設費の委託料工事請負費では、高鍋町立わかば保育園の防音復旧に係る事業に伴う工事設計委託と防音復旧工事で、及び照明器具取りかえ工事に係る事業との説明であります。

次に、保健衛生費であります。まず、予防費の委託料の各種予防接種委託では、平成26年度任意予防接種の助成、乳幼児で水ぼうそう、おたふく風邪、B型肝炎、ロタウイルスの接種費用の一部助成、半額程度を新規に計上しているとの説明であります。

次に、健康増進事業費の委託料のがん検診委託では、がん検診推進事業の対象年齢の縮小により、一般の乳がん検診受診数を増加、今まで町内のみの契約であった妊婦の子宮がん検診個別を平成26年度より県医師会と契約するため、受診数を増加、ほかについては、実績に基づいて算定。がん検診推進事業費のがん検診委託では、平成26年度から子宮がん20歳、乳がん40歳のみ、大腸がんは40歳から60歳までの5歳刻みが対象との説明であります。

次に、健康づくりセンター費では、委託料のプール施設管理運営業務委託について、平成25年度までは随意契約でしたが、平成26年度からは指名された3業者による提案型プロポーザル方式の選定により、株式会社シンコースポーツに決定したとの説明であります。

以上、全ての質疑が終わり、議案第18号平成26年度高鍋町一般会計予算中、関係部分について反対討論があり、採決に入り、委員賛成多数で可決すべきものと決しました。

以上、御報告いたします。

○議長（山本 隆俊） 以上で、文教福祉常任委員長報告を終わります。

これから1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第7号西都児湯いじめ問題対策専門家委員会の共同設置について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第9号蚊口地区学習等供用施設の指定管理者指定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第14号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第15号体育館使用料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第18号平成26年度高鍋町一般会計予算中、関係部分に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、文教福祉常任委員長報告に対する質疑は終わります。

以上で、各常任委員長報告に対する質疑は全て終わります。

ここでしばらく休憩して、30分から再開したいと思います。

午前11時20分休憩

.....

午前11時30分再開

○議長（山本 隆俊） 再開します。

これから、1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第7号西都児湯いじめ問題対策専門家委員会の共同設置について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 議案第7号西都児湯いじめ問題対策専門家委員会の共同設置について、賛成の立場で討論を行います。

大津市のいじめ問題に端を発した町長部局と教育委員会部局の問題が、国によって法整備がなされ、各市町村でもこの問題をしっかりと踏まえる立場で設置条例となったようです。

子供のいじめ問題は奥が深く、自殺にまで追い込むような人権を無視するようなひどいものがあるようです。また、中学校の卒業式で校長先生がはなむけの言葉として命の重さ、尊さをみずからが知り命を大切にとの思いを託されました。

多くの人が亡くなった東日本地震、津波から命、絆という言葉をよく聞きます。

この条例が制定されてもいじめが解決されるわけではありませんが、使われることがない教育環境整備が大切だと考えます。

また、この条例をもって、いたずらに使われることなく静かに見守る活動も必要です。

この条例には、いじめ問題の解決の一步になればと考え、賛成といたします。

○議長（山本 隆俊） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで討論を終わります。

これから、議案第7号を起立によって採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第7号西都児湯いじめ問題対策専門課委員会の共同設置については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号西都児湯いじめ問題調査委員会の共同設置について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。13番、永友良和議員。

○13番（永友 良和君） 13番。議案第8号西都児湯いじめ問題調査委員会の共同設置について、賛成の立場で討論いたします。

私は以前、いじめゼロ、本町をいじめゼロ宣言の町にという質問をいたしました。

この、いじめ問題の調査委員会が共同設置されることが決定されれば、現場の先生方はもちろんですが、教育に関する全ての方々、あるいはそれを取り巻く地域の方々、いじめに対して再度見直すよい機会であるとともに、絶対許すことのできないいじめに対して、気を引き締めて取り組むよい機会であることを確信し、賛成といたします。

○議長（山本 隆俊） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで討論を終わります。

これから、議案第8号を起立によって採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第8号西都児湯いじめ問題調査委員会の共同設置については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号蚊口地区学習等供用施設の指定管理者指定について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第9号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第9号蚊口地区学習等供用施設の指定管理者指定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号町道路線の認定について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第10号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第10号町道路線の認定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第11号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第11号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第11号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号高鍋町税条例の一部改正について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第12号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第12号高鍋町税条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第13号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第13号高鍋町国民健康保険税条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第14号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第14号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号体育館使用料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第15号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第15号体育館使用料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号高鍋町景観条例の制定について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第17号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第17号高鍋町景観条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号平成26年度高鍋町一般会計予算について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 議案第18号平成26年度高鍋町一般会計予算に対して、賛成の立場で討論を行います。

私は今まで、当初の一般会計について賛成するのは、今回が初めてです。その理由は、今まで反対する理由が大きく職員の仕事に対する評価ができてこなかったからです。

今回の予算では、庁舎の大規模改修の中でエレベーター設置ができることや、国の元気交付金事業やさまざまな交付金、防衛省の補助など、あらゆる予算を獲得して小中学校の環境整備、小丸団地外壁改修などでは鳥被害に関しての対策、災害対策に関して全町を網羅すべく放送伝達システムについて頑張っていること、子供の対策として病後児保育など、ようやく私の要求したことが実現されることや、障害児保育など、きめ細やかな対策がなされていることなどを挙げればきりがございません。

一方で、歳入では、総務で審査した緊急雇用創出事業臨時特例基金市町村補助金ですが、その内容は長期的な雇用拡大を図る目的の県100%の資金です。

これは、商工会議所へ行く予算ですが、平成27年度から雇用された方々はどうなるのだろうかという不安、また、その穴埋めを高鍋町へ求めるとなるのではないかとの懸念は

ありますし、蚊口駅駅舎買い取りのための企画コンサルに関して、駅舎を買い取ってどうする気なんだろうか、住民から何か異論が出ないのだろうかなど、拭いきれない気持ちがあるのも事実です。

しかし、それらを払拭できるだけの職員の努力を期待して賛成といたします。

○議長（山本 隆俊） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで討論を終わります。

これから議案第18号を起立によって採決します。本案に対する各委員長の報告は可決です。本案は各委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立多数であります。したがって、議案第18号平成26年度高鍋町一般会計予算については、各委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第2号公契約法制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保について国に対する意見書提出を求める請願について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから請願第2号を起立によって採決します。この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願は委員長報告のとおり採択することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立多数であります。したがって、請願第2号公契約法制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保について国に対する意見書提出を求める請願については、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

ここでしばらく休憩いたします。

議会運営委員会を開催しますので、正副議長室にお集まりください。

午前11時48分休憩

.....

午前11時50分再開

○議長（山本 隆俊） 再開いたします。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、後藤隆夫議員。

○議会運営委員会委員長（後藤 隆夫君） 10番。議会運営委員会の報告を申し上げます。

本日、11時48分より正副議長室におきまして議会運営委員会を開催をいたしましたので、その結果について御報告を申し上げます。

今定例会に付議されました案件は継続審査請願1件、平成25年度補正予算6件、委員

会の共同設置2件、指定管理者の指定1件、町道認定1件、条例の一部改正4件、条例の制定3件、平成26年度当初予算8件、請願1件の27件であります。

継続審査請願1件、平成25年度補正予算6件及び総務環境、文教福祉、産業建設の各常任委員会に付託されました19件の案件は、既に本会議におきまして、各委員長報告、質疑、討論、採決を終えたところでございます。

また、特別委員会にその審査を付託されました8件の案件も審査を終え、委員長報告、討論、採決を残すばかりとなっておりますが、新たに議員提出議案1件が追加をされております。

その内容について、事務局より説明を受け慎重に審議を行いました結果、本日の日程とし、審議を行うことで出席委員全員意見の一致を見たところでございます。

議員各員の御協力をお願い申し上げ御報告といたします。

○議長（山本 隆俊） 本日の議事日程につきましては、只今報告がありましたとおり、1件を日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。

御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。

したがって、1件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時54分休憩

.....

午前11時55分再開

○議長（山本 隆俊） 再開いたします。

#### 追加日程第1. 発議第1号

○議長（山本 隆俊） 追加日程第1、発議第1号公契約法制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書の提出について、議題といたします。

趣旨の説明を求めます。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番、中村末子。

発議第1号公契約法制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書について。

提出者、中村末子。

賛成者、黒木正建、永友良和、津曲牧子、八代輝幸、各議員でございます。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出いたします。

公契約法制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書。

建設現場で働く宮崎県内の労働者は、約3万400人を数え、県内の経済活動と雇用機

会の確保に貢献しておられます。しかしながら、建設業においては元請と下請という重層的な関係の中で、建設労働者の賃金体系は常に不安定な状態にあるようです。

ひとり親方の場合、2,800人ほどおられる大工さんのほとんどが、賃金1万1,643円という状況。

ところが、これ公共工事の設計単価でいえば、大工さんが1万8,100円となっているようでございます。

加えて、不況下における受注競争の激化と近年の公共工事の減少が、施工単価や労務費の引き下げにつながって、現場で働く労働者の生活を不安定なものとしてきているようです。

また、今、原発問題で大変揺れております福島地方においては、この契約について最も顕著な例として出てきているようです。

宮崎県の中では、公共工事に関してこのような不正な単価というのがないことは紹介議員からも示されました。そのことにおいて、国においては、平成13年4月に公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が施行されました。

参議員で建設労働者の賃金、労働条件の確保が適切に行われるように努めることとの付帯決議が付されております。

また、諸外国では公共工事に係る賃金等を確保する法律、いわゆる公契約法の制定が進んでいる状況にあります。

したがって、皆さんからの要望は1、公共工事において建設労働者の適正な賃金が確保されるよう公契約法の制定を推進すること。2、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の成立に当たり、参議院の付帯決議事項について、実効ある施策を実施すること。

以上を、地方自治法第99条の規定により意見書を提出していきたいと思います。

平成26年3月18日宮崎県児湯郡高鍋町議会、相手先は衆議院議長、伊吹文明様ほか、下記に書かれている皆様に、お送りさせていただければと思っております。

○議長（山本 隆俊） 以上で説明は終わりました。

只今から質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。3番、岩崎信や議員。

○3番（岩崎 信や君） 3番。この意見書は最もものように見えますが、元請業者が搾取をしているということが、前提となっている意見書のように思われます。

私はこの意見書を見た後建設業者にお尋ねいたしました。そういうことはしてない、法にのっとってちゃんと行っていると、そういう答えをいただきました。

よって、この意見書を提出する意味はないと考えます。

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで討論を終わります。

これから、発議第1号を起立によって採決します。原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立多数であります。したがって、発議第1号公契約法制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩したいと思います。13時から再開します。

午後0時00分休憩

.....  
午後1時00分再開

○議長（山本 隆俊） 再開します。

日程第13. 議案第16号

日程第14. 議案第19号

日程第15. 議案第20号

日程第16. 議案第21号

日程第17. 議案第22号

日程第18. 議案第23号

日程第19. 議案第24号

日程第20. 議案第25号

○議長（山本 隆俊） 日程第13、議案第16号消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてから、日程第20、議案第25号平成26年度高鍋町水道事業会計予算まで、以上8件を一括議題といたします。

本8件は特別会計等予算及び条例審査特別委員会に付託されておりましたので、特別委員長の議案審査結果報告を求めます。委員長、柏木忠典議員。

○特別会計等予算及び条例審査特別委員会委員長（柏木 忠典君） 平成26年第1回定例町議会本会議にて、特別委員会に審議を付託されました議案第16号、第19号、第20号、第21号、第22号、第23号、第24号、第25号、以上8件の議案につきまして、特別委員会における審査の結果につきまして御報告を申し上げます。

審査の日程は、3月6日、7日、10日の3日間、当日は第3会議室に議長を除く14名の委員出席のもとに、執行当局に關係課長、各担当職員の出席を求め、本案に対する詳細説明を求め、慎重審議審査を行いました。なお、浄化センターの現地調査も行って

おります。

以下、議案ごとに報告を申し上げます。

初めに、議案第16号消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございます。

この条例の制定は、社会保障の安定財源の確保等を図る財政の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する法律が可決されて、消費税及び地方消費税法が本年4月1日から改定されることに伴って、本町の条例中、税率の表示がなされているものにつき、所要の改定を行うものと説明がなされました。

以上、討論なく慎重審議審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号平成26年度高鍋町国民健康保険特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ29億5,100万円でありまして、昨年比0.3%の減、歳入の減は、被保険者数が減少することに伴い国民健康保険税が減少すること、退職被保険者の医療費の見込み減から療養給付費交付金が減少すること、歳出では、医療費を例年並みの5%と見込んでいること、後期高齢者支援金、介護納付金がいずれも1人当たり負担額の増により増加するもの、前々年度精算に伴い減少あるいは微増となっている保健事業として、新たに30歳と35歳を対象とする健診を実施するとの説明を受けました。

質疑に入りまして、委員より特定保健指導、嘱託員の具体的な仕事とは、の問いに対しまして、未受診者への受診勧奨や保健指導、健診等の統計整理事務を行っているとの回答であります。

また、特定健診の情報提供事業について、全県医療機関を対象とすることは検討できないのかの問いに対しまして、医師会を通じて行っており、全県を対象とするには現状では難しいとの回答がありました。

また、一般会計からの繰り入れについての考え方に対して、一般会計からの繰り入れてある自治体が多数あると認識をしているが、特別会計の趣旨に基づくのが適正な運営だと考えているという回答でありました。

質疑を打ち切り、討論なし、慎重審議審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号平成26年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億6,932万円と定め前年比5.7%の増。主なものは、広域連合への納付金で、引き続き健康診査、温泉無料保養券の交付を実施するとの説明を受け質疑に入りまして、委員より、温泉券の補助金は限度額なのかとの問いに対しまして、新年度に各自治体での実施事業から優先順位を決めて配分が決まるため、

限度額としては設定がないとの回答でありました。

委員より、温泉無料券の配布数と使用枚数に開きがあるが、どう考えているのかの問いに対しまして、要因の一つとして高齢化があるが、3月には駆け込み的にふえる傾向にあるとの回答であります。

質疑を打ち切り、討論なし、慎重審議審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号平成26年度高鍋町下水道事業特別会計予算についてでございます。

平成26年2月末の水洗化率78.5%、水洗化率については毎年管路が延長されるので増減があるが、前年度比1.7%の増となる。総接続世帯数2,513世帯、接続人口5,655人、平成26年2月末の普及率33.5%、前年比変化はなし。平成26年度は国庫補助対象事業費9,600万円で事業を行う予定、主な下水道工事予定箇所は中鶴地区、黒木内科付近とのことです。

歳入の主なものは、下水道使用料、国庫補助金、一般会計繰入金、町債等で、歳出の主なものは、工事請負費、浄化センター運転管理諸経費、公債費等であるとの説明を受けました。

質疑に入りまして、委員より、汚泥運搬処分委託の限度額が昨年より上がっているがとの問いに対しまして、限度額については処分量は見積もりの8,000円と運搬費は積算で4,000円を合わせて消費税を掛けた金額を計上、予算は運搬費については3,300円で計上との回答がありました。

委員より、委託料の全体計画と見直しの業務についてはどのような内容なのかとの問いに対しまして、経済比較やアンケート調査等を実施し、26年度中に方向性を決め、27年度に都市計画決定の手続を行いたいとの回答でありました。

委員より、一般会計繰入金が多くなっているが、返済状況はどうかの問いに対しまして、現在の起債残高は約28億円で、返済ピークは平成33年度との回答であります。

質疑を打ち切り、討論なし、慎重審議審査の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号平成26年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,048万円と定め前年度比7.8%減、歳入の主なものは各町からの負担金と介護保険特別会計からの繰入金、歳出の主なものは介護認定審査会委員報酬、審査会資料作成及び資料送付に係る役務費との説明。

質疑なし、討論なし、慎重審議審査の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号平成26年度高鍋町介護保険特別会計予算についてでございます。

予算編成の概要は、第5期介護保険事業計画の3年目、第6期介護保険事業計画策定の年であり、平成25年度上半期の実績と第5期事業計画に基づいて編成されているとのこ

と。

予算総額は、対前年度比5.9%の増の17億7,295万8,000円で、介護療養型病床からの転換による地域密着型介護老人福祉施設と、訪問介護や通所介護の利用者増による居宅サービス費の増、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費の増加を見込んでいるとのこと、新規事業については、第6期高鍋町介護保険事業計画策定について日常生活圏域ニーズ調査を行い、策定委員会において計画を策定するとの説明を受け、質疑に入りまして、委員より、介護給付費の伸びをどのように見込んでいるかの問いに、第5期介護保険事業計画策定時に、高齢者の自然増やサービス量の見込みから、給付費を見込んでいるとの回答であります。

また、第6期事業計画で施設開所の見込みがあるのかの問いに、日常生活圏域ニーズ調査によるニーズの把握や事業者からの要望等を勘案しながら、検討委員会の中で検討していくとの回答であります。

質疑を打ち切り、討論なし、慎重審議審査の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号平成26年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,700万6,000円と定め、昨年と同額の使用料の収入を見込み、備品購入費としてパソコンの仕様対応のためパソコンの新規購入を予定するなどの説明がありました。

質疑に入りまして、委員より、給料3カ月分で足りているのか、半年分ぐらいみられるようにできないのかの問いに対しまして、雑用水事業着手の際に1市3町の協議で事務的に3カ月分ぐらいは見てもいいとの見解が出され、現在運用しているとのこと。ことしからの新規地域についても、関係市町村とともに現地調査に入るなど連携して作業に当たっており、今のところ足りているとの回答でございました。

質疑を打ち切り、討論なし、慎重審議審査の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号平成26年度高鍋町水道事業会計予算についてでございます。

まず、水道事業の主な目的は町民の安心、安全な水を供給すること、その目的のために職員一丸となって取り組みたいとの説明。

平成26年度は給水予定戸数8,792戸、※年間総配水量225万平米、一日平均配水量6,164平米で業務を予定している。

平成26年度高鍋町水道事業会計予算については収益的収入4億6,963万4,000円、資本的収入8,500万2,000円、収益的支出4億3,951万2,000円、資本的支出3億4,389万2,000円。

なお、資本的収入が資本的支出に不足する額は内部保留資金で補填するということ。営業収益の主なものは、水道料金、給水負担金、他会計からの負担金等であり、※営業費用  
※後段に訂正あり

の主なものは、修繕費、動力費、人件費等、また、減価償却費、企業債利息等多額とのこと。水道事業の行っている地方公営企業会計制度について47年ぶりに大幅な見直しが行われたとの説明がなされ、委員より、見直しの行われた点については説明を受けたが、**※貸し借り対照表**の引当金等について、再度詳しく説明がほしいとの要望もありまして、退職引当金、賞与引当金、貸倒引当金、キャッシュフロー計算書等々について、なお詳しく説明がなされました。

質疑を打ち切り、討論なし、慎重審議審査の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、特別委員会に付託されました8件の議案につきまして、審査の経過と結果につきましての御報告を終わります。

○議長（山本 隆俊） 以上で、特別委員長報告を終わります。

質疑については、全議員構成の特別委員会でありますので省略いたします。

（発言する者あり）ちょっと待ってください、何か間違っているところがあると。

しばらく休憩します。

午後1時23分休憩

午後1時25分再開

○議長（山本 隆俊） 再開します。

○特別会計等予算及び条例審査特別委員会委員長（柏木 忠典君） 大変失礼をいたしました。

間違っているとの指摘を受けまして、議案第25号です。高鍋町水道事業会計予算についてでございますが、26年度の1日平均配水量6,164平米と言ったそうです。これを立米と訂正してほしいと思います。それから、年間総配水量225万平米と言ったそうですが、立米に訂正をお願いしたいと思います。

それから、営業収益の主なものは水道料金、給水負担金、他会計からの負担金等であり、というこの次に、営業用費と逆に読んだそうですが、営業費用の主なものはということです。

それから、委員からの質疑に対して訂正してほしいのは、貸し借り対照表と言ったそうですが、貸借対照表の引当金についてということをお訂正をお願いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） これから、1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第16号消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 議案第16号消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、反対の立場で討論を行います。

これは、国の法改正であり反対するのは筋が違うと思われがちです。私は、西都児湯環

※後段に訂正あり

境整備組合、高鍋・木城衛生組合、東児湯消防組合のいずれの議会でも、この消費税の問題、賛成をしまいいりました。あくまでも議会代表として参加している以上、仕方のないことでした。

しかし、高鍋町議会では、私個人ではなく、住民の皆さんから議会へ出していただいている以上、この消費税が住民を苦しめるものであるということは言うまでもありません。私は、消費税増税が住民を苦しめるものであることは言うまでもありません。私は、ひとえに住民の皆さんの生活、暮らしがしやすいまちづくりを託されています。

したがって、消費税そのものに反対している私としては、この条例に反対する立場であることを申し述べて反対討論といたします。

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで討論を終わります。

これから議案第16号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立多数であります。したがって、議案第16号消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号平成26年度高鍋町国民健康保険特別会計予算について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 議案第19号平成26年度高鍋町国民健康保険特別会計予算について反対の立場で討論を行います。

町長自身も国保税の高さに何とかしたいとお考えは十分にあると考えますが、それが予算に生かされていません。高鍋町は、あらゆる啓発活動で病院が多い状況にある中で、1人当たりの医療費は少ない状況です。

しかし、それに比例して保険税が安いかというと、そういうわけではなく、高い国保税に苦しんでいる住民の方は多数です。特に、所得が低い世帯ほど保険税の負担割合が高くなることで、払いたくても払えない状況があります。納められず延滞金がつく、延滞の利率が高いため、払えない期間が長くなると元の税とほぼ同じ延滞税で、ますます払える状況が遠くなる実態も一部ではあります。6,000万円投入すれば、1世帯約1万円の引き下げが可能です。一般会計から入れてでも引き下げるべきだと考えます。下水道事業などへは、単純に考えただけで2億近く投入しているではありませんか。国保加入者は本当に大変です。国の投入資金割合が大幅に減少したことが一番の原因ですが、町民が主役で頑張っておられる町長に期待して反対の討論といたします。

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで討論を終わります。

これから議案第19号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立多数であります。したがって、議案第19号平成26年度高鍋町国民健康保険特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号平成26年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第20号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立多数であります。したがって、議案第20号平成26年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号平成26年度高鍋町下水道事業特別会計予算について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第21号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第21号平成26年度高鍋町下水道事業特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号平成26年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第22号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第22号平成26年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号平成26年度高鍋町介護保険特別会計予算について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第23号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第23号平成26年度高鍋町介護保険特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号平成26年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第24号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第24号平成26年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号平成26年度高鍋町水道事業会計予算について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第25号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第25号平成26年度高鍋町水道事業会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第21. 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について

○議長（山本 隆俊） 次に、日程第21、閉会中における議会広報編集特別委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定いたしました。

---

### 日程第22. 閉会中における議会運営委員会活動について

○議長（山本 隆俊） 次に、日程第22、閉会中における議会運営委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中を含め次期定例会に係る諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会運営委員会の諸活動を認めることに決定いたしました。

---

### 日程第23. 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

○議長（山本 隆俊） 次に、日程第23、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における各委員会、協議会等の諸活動並びに陳情等を認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施を認めることに決定いたしました。

---

○議長（山本 隆俊） 以上で本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

これで平成26年第1回高鍋町議会定例会を閉会します。

午後1時40分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員